

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 源泉所得税の加算税賦課決定処分無効確認請求控訴事件

国側当事者・国(北税務署長)

平成23年3月24日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年9月17日判決、本資料260号-160・順号11516)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	北村 真
被控訴人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	北税務署長 森川 宗照
同訴訟代理人弁護士	阿多 博文
同指定代理人	松島 太
同	松帆 芳和
同	木寺 忠貴
同	奈須田 徳郎
同	山岡 啓二
同	歌橋 一美

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 北税務署長が控訴人に対し第●●●●●号平成19年12月26日付け「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」でした源泉所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分は無効であることを確認する。
- 3 北税務署長が控訴人に対し第●●●●●号平成19年12月26日付け「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」でした源泉所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分は無効であることを確認する。
- 4 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、北税務署長が、控訴人に対し、平成15年1月から平成19年1月までの各月分の源泉所得税の本税（以下「本件源泉所得税」という。）の納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及び本件源泉所得税に係る重加算税（以下「本件重加算税」という。）の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各納税告知処分と併せて「本件各処分」という。）をしたところ、控訴人が、控訴人は本件源泉所得税の徴収納付義務者ではないなどと主張し、本件各処分は重大かつ明白な違法性を有するとして、本件各処分の無効確認を求める事案である。原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したので、控訴人が控訴した。
- 2 法令等の定め、前提となる事実、争点、争点に対する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の2ないし5（原判決2頁17行目から16頁の下から8行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、2に付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第3の1ないし4（原判決16頁下から6行目から28頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、当審において、以下のとおり主張する。
 - (1) 実際に「課税対象たる経済的利益を移転する者」があれば、「所得税として、その利益の一部をいわば天引きしてこれを徴収し、国に納付することができ、かつ、その方法によることで当該税額の算定が容易になる」のであって、「経済的出捐の効果の帰属主体となるにふさわしい実体を有する者」であるということが導かれる理由はない。
 - (2) 源泉徴収制度において、「支払をする者」について、「当該支払に係る経済的出捐の効果の帰属主体となるにふさわしい実体を有する者」でなければならないとすると、給与等を支払った場合に、誰が源泉徴収義務者となるのかについて、常に「経済的出捐の効果の帰属するにふさわしい実体を有する」かどうかを検討する必要がある、それは極めて源泉徴収義務者の地位を不安定なものにする。
 - (3) 被控訴人の主張は、「給与等の支払をする者」について、「公法上の債務関係と私法上の債務関係の仲立ちをする地位」にあるとしながらも、租税債権者となる国又は地方自治体との公法上の関係のみに着目して、「公法上の債務関係において、国は源泉所得税の徴収事務の法的安定性・確実性を期することになるから、徴収納付義務者は、法的安定性及び確実性を実現できるものであることが求められる。」としているが、私法上の債務関係については全く考慮していない。
 - (4) 控訴人が消費税の支払を免れる目的でB大阪等を設立したことから、原判決は「給与等の支払をする者」の解釈に関して「経済的出捐の効果の帰属主体となるにふさわしい実体を有する者」としたが、不当である。

そこで検討するに、「給与等の支払をする者」であるためには、そこから所得税を天引きして徴収・納付する経済的出捐の効果の帰属主体としてふさわしい実体を有する必要があると解すべきであるところ、B大阪等がいずれも書類上の存在にすぎないもので、そのような実体が備わっておらず、「給与等の支払をする者」に該当しないことは、原判決（「事実及び理由」第3の1、2）が認定・説示するとおりであり、上記各主張は、独自の見解に基づくものであるか、あるいはその前提を欠くものであるから、いずれも採用できない。

3 結論

以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は正当であるから、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安原 清藏

裁判官 坂倉 充信

裁判官 矢田 廣高